

【学校法人会計及び企業会計に係る財務諸表について】

学校法人会計は、設置する学校の永続的維持・発展と、教育研究活動の円滑なる遂行を図る目的とともに、補助金に係る予算の適正な執行を目的とし、その処理は、「学校法人会計基準」に基づいています。対して企業会計は営利を目的とする企業の経済活動の成果と財政状態を利害関係者に報告することを目的としています。

このことにより、財務諸表にも次のような違いがあります。

[資金収支計算書・活動区分資金収支計算書とキャッシュフロー計算書]

「資金収支計算書」は当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金預金）の収入及び支出の顛末を表すものです。

「活動区分資金収支計算書」は「資金収支計算書」の決算額を 1.（教育活動による資金収支）2.（施設整備等活動による資金収支）3.（その他活動による資金収支）の3区分に分割し活動ごとの資金の流れを明らかにするものです。

一方、企業の作成する「キャッシュフロー計算書」は営業・投資・財務の三つの区分に分けて表示することで、実際の取引による手元に残る資金の流れを表示します。

[事業活動収支計算書と損益計算書]

「事業活動収支計算書」は当該会計年度の「教育活動」、「教育活動以外の経常的な活動」、「前記二つの活動以外の活動」に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに当該年度の基本金組入後の収支の均衡状態を明らかにします。

一方、企業の「損益計算書」は企業の経営成績を明らかにするため、一会计期間に属する全ての収益とこれに対応するすべての費用とを対比させ実際の利益を表しています。

[貸借対照表]

学校法人の「貸借対照表」は主要財産の固定資産から配列する固定性配列法とし、企業会計では、流動資産から配列する流動性配列としています。

【財務諸表中の科目について】

[資金収支計算書]

- ・学生生徒等納付金収入

学生・生徒等から納入される入学金・授業料・施設設備費などです。

- ・手数料収入

入学検定料や各種証明書発行手数料などです。

・寄付金収入

寄付者から寄せられた寄付金で、用途・目的指定のある特別寄付金と用途・目的指定のない一般寄付金があります。

・補助金収入

国や地方公共団体から交付される補助金です。

・資産売却収入

固定資産等の売却に係る収入です。

・付随事業・収益事業収入

補助活動事業、受託事業、収益事業や講座受講料などです。

・受取利息・配当金収入

預金、有価証券等の利息や配当金による収入です。

・雑収入

退職者がいた場合の退職金財団等からの交付金収入などです。

・前受金収入

入学試験や入学手続きは、実際に入学する前年度中に実施され、入学金や授業料などが納入されます。これらの入学金や授業料は実際に入学する年度のものですので、前受金として処理します。

・その他の収入

各種特定資産の取崩収入や貸付金回収収入等です。

・人件費支出

教員・職員・役員に対する給与、諸手当、所定福利費、退職金、非常勤講師・臨時職員への賃金などです。

・教育研究経費支出

教育及び研究に係る諸経費です。学生生活や課外活動経費や給付奨学金なども含まれます。

・管理経費支出

学校法人業務に係る諸経費及び教育・研究以外の諸経費です。

・借入金等利息支出

借入金等に対する支払利息です。

・借入金等返済支出

借入金等の元金の返済支出です。

・施設関係支出

土地、建物、構築物等の取得に係る支出です。

・設備関係支出

教育研究用機器備品、管理用機器備品、図書、車両等の購入費用です。

・資産運用支出

各種特定資産への繰入支出です。

・その他の支出

貸付金、前払金等上記科目以外の支出です。

・資金収支調整勘定

当期会計年度において実際の入出金がなかった費用を調整します。

[事業活動収支計算書]

・学生生徒等納付金

資金収支計算書と同じです。

・手数料

資金収支計算書と同じです。

・寄付金

備品や図書の現物寄付がある場合、加算計上します。

・経常費等補助金

施設設備に係る補助金以外の国や地方公共団体から交付される補助金です。

・付随事業収入

補助活動事業、受託事業や講座受講料などです。

- ・雑収入
資金収支計算書と同じです。
- ・受取利息・配当金
資金収支計算書と同じです。
- ・その他の教育活動収入
収益事業等の収入です。
- ・人件費
資金収支計算書の人件費の他に退職給与引当金繰入額を加算計上しています。
- ・教育研究経費
資金収支計算書の教育研究経費支出に減価償却額を加算計上しています。
- ・管理経費
資金収支計算書の管理経費支出に減価償却額を加算計上しています。
- ・借入金等利息
資金収支計算書と同じです。
- ・資産処分差額
資金収支計算書の資産売却収入が帳簿価額よりも下回った場合にその差額を計上します。また資産を除却処分した場合、その帳簿価額を計上します。
- ・基本金組入額
学校法人が教育研究活動を継続的に行っていくために、校舎や備品など資産を維持する必要があります。学校法人会計では、必要な資産を維持するために経常収入から基本金を組入れる事とされ、第1号から第4号までの基本金に分類されています。

第1号基本金・・・学校法人の設立当初や新たな学校の設置もしくは既設の学校の規模の拡大・教育の充実向上のために取得した固定資産の額。
第2号基本金・・・学校法人が新たな学校の設置、既設の学校の規模拡大・教育の充実向上のために将来取得するため固定資産に充てる金銭その他の資産の額。
第3号基本金・・・奨学金等として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額。
第4号基本金・・・恒常的に保持すべき資金として必要な運転資金の額。

[貸借対照表]

〈資産の部〉

・有形固定資産

土地、建物、構築物、備品、図書、車輌等、固定資産台帳における期末帳簿価額の合計額です。

・特定資産

各種引当特定資産の合計額です。

・その他の固定資産

有形固定資産及び特定資産以外の借地借家権や電話加入権などの期末帳簿価額です。

・流動資産

現金預金の期末残高、未収入金、貸付金、前払金等の期末残高です。

〈負債の部〉

・固定負債

長期借入金(返済期日が貸借対照表日以降1年を超えて到来する借入金)、退職給与引当金等の期末残高です。

・流動負債

短期借入金(返済期日が貸借対照表日以降1年以内に到来する借入金)、前受金、預り金、未払金等の期末残高です。

〈純資産の部〉

・基本金

[事業活動収支計算書] 基本金組入額に記載の第1号～第4号基本金です。

・繰越収支差額

事業活動収支計算書の翌年度繰越収支差額と一致します。

